

## <勤務条件>

任用期間	採用決定日から令和8年3月31日
勤務時間	午前8時30分 から 午後5時15分 (休憩時間 正午 から 午後1時)
勤務日数	週5日(月曜日から金曜日)勤務
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始(12月29日から31日、1月2日及び3日)
給与	月額 199,400円 ※月の途中での採用・退職の場合は日割り計算での支給となります。
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務手当、通勤手当等が支給されます。 ※月の途中での採用・退職の場合、通勤手当の支給はありません。
休暇	年次有給休暇最大3日を付与します。
社会保険	加入となりません。
雇用保険	任用期間が31日以上となる場合は加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は毎月21日(実績に応じて支給する手当等は翌月21日) (※月の途中で採用された場合、翌月の支給となることがあります。) (2) 服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。